

審 判 上 の 注 意

- 1 審判員は、令和4年度公益財団法人日本バドミントン協会競技規則、大会運営規程及び公認審判員規程に則り厳正に競技を運営する。
- 2 競技規則の第9条（サービス）、第13条（フォルト）、第16条（プレーの継続、不品行な振舞い、罰則）については、厳正に判定する。
- 3 すべてのゲーム中に、一方のサイドのスコアが11点になったとき、60秒を超えないインターバルを認める。また、第1ゲームと第2ゲームの間、第2ゲームと第3ゲームの間に120秒を超えないインターバルを認める。〔競技規則第16条第2項（1）、（2）〕
- 4 プレーヤーは、どんなことがあっても、体力や息切れを回復できるように、または、アドバイスを受けるためにプレーを遅らせてはならない。〔競技規則第16条第4項〕
ラケットの破損、ストリングスの破損等のためラケットを交換する場合、シューズの紐を締め直す場合等は、インプレー中以外は主審の許可を得て指示に従わなければならない。ストリングスの裁断を認めるが、時間を掛けてはならない。
- 5 マッチ中のシャトルがインプレーでない場合に限り、プレーヤーはアドバイスを受けることができる。〔競技規則第16条第5項（1）〕
チーム要員が、インプレー中、或いはプレーヤーのサービスの態勢が整った後にプレーヤーに対して、アドバイスすることは認められない。〔競技規則第16条第5項（1）〕
- 6 プレーヤーは、競技規則第16条第2項のインターバルを除き、マッチ中、主審の許可なしにコートから離れてはならない。〔競技規則第16条第5項（2）〕
- 7 大会医療スタッフは、負傷等により処置が必要なプレーヤーに対してインターバル中を除き、マッチ中、1度だけスプレーを使用した処置をすることができる。（各人1回）
- 8 プレーヤーが競技規則第16条2項（インターバル）・第4項（1）（プレーの遅延）・第5項（2）（アドバイスとコートから離れる事に関して）・第6項（プレーヤーの禁止行為）に違反した場合、主審は違反したサイドのプレーヤーに警告し、一度警告を受けた後、再び違反した場合は、そのサイドをフォルトとする。一つのサイドによる二度目のフォルトは執拗な違反と見なす。目に余る不品行な振舞い、執拗な違反には、その違反したサイドをフォルトとし、直ちに競技役員長（レフェリー）に報告する。競技役員長（レフェリー）は違反したサイドをそのマッチから失格させる事がある〔競技規則第16条第7項〕
- 9 主審は、もし線審が明らかに間違ったコールをしたと確信する場合には、線審の判定を変更することができる。〔競技規則第17条第5項〕
- 10 競技の品位を保つため、色付着衣を使用する場合は、公益財団法人日本バドミントン協会の審査合格品とする。〔大会運営規程第23条〕
- 11 審判員の判定に対して疑問がある場合は、当該プレーヤーと監督（監督代行）に限り、主審に対して「質問」することができる。ただし、「抗議」あるいは「異議」であってはならない。〔大会運営規程第36条〕
- 12 大会3日目までは、各対抗チーム相互審判制（主審、サービスジャッジ〔得点表示〕、線審2名）とする。若番チーム代表が本部から審判用具を受け取る。割り当てについては、両チームで協議する。その際、線審は自チームベンチと反対サイドを担当する事。勝チームが本部へ審判用具を返納する。大会4日、大会最終日は大会審判員（主審、サービスジャッジ、線審4名）で構成する。

以上 レフェリー 宮路秀憲